

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- オープンイノベーションなどを積極的に活用し、得意先の要求する製品開発に取り組んでまいります。
- 温室化効果ガスの削減など、脱炭素・循環型社会の実現への貢献に取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- 当社は、取引先との相互発展的で健全な関係を構築することに努めております。公正・公平な取引、法令遵守、環境保全、人権尊重、品質向上等、調達・購買・物流における社会的責任に関する取組みをグループ全体で推進しています。
- 不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と誠実に協議し、労務費上昇分等を考慮のうえ、適正な利益を含めて決定します。また、契約に当たっては、契約条件を書面等により明示・交付します。
- 中小受託事業者に対する代金は現金で支払います。
- 取引上の立場を利用することにより一方的に、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。
- 取引先の働き方改革に配慮し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行いません。また、災害時等において中小受託事業者に一方的な負担を求めず、事業再開時には取引関係の継続に配慮します。
- 当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力に基づく物流の効率化に取り組んでまいります。

以上

2026年3月13日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

リンテック株式会社

代表取締役社長 服部 真